主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡田忠典の上告趣意中、高等裁判所の判例違反をいう点は、その引用する 判例(ただし「昭和四三年」とあるのは「昭和四二年」の誤りと認める。)は事案 を異にして本件に適切でなく、地方裁判所および簡易裁判所の判例違反をいう点は、 判例違反の主張として適法でなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張で あつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

盛 一	盛		岸	裁判長裁判官
誠		田	岩	裁判官
健 一 郎	健	隅	大	裁判官
益 三	益	林	藤	裁判官
武	武	Ħ	不	裁判官